

令和4年6月

保護者 様

「高校生等奨学給付金」申請の案内について

「高校生等奨学給付金」とは、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付金です。(国が授業料を負担する、高等学校等就学支援金とは別の制度です)

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握するため、申請案内については、対象を限らず、保護者の皆様に広く周知させていただいています。

別紙の案内文書(別紙1 通常分・家計急変分)及び対象確認シート(別紙2)により申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は速やかに申請書等を事務室学生係まで取りに行くように、学生にお伝えいただくようお願いいたします。

高校生等奨学給付金の収入基準(以下のいずれかにあてはまる方)

- 7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している世帯
- 保護者等全員の令和4年度(令和3年分所得)道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
- 家計急変により保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯

※今年度より高校生等奨学給付金の判定にマイナンバーを用いることとなりました。申請にあたっては、既に高等学校等就学支援金の申請においてマイナンバーを提出いただいている場合でも、別途、マイナンバーの提出が必要となりますので、申請の際は必ず提出いただくようお願いいたします。

問合せ・申出先

神戸市立工業高等専門学校
事務室学生係

TEL 078-795-3322

令和 4 年度 高校生等奨学給付金のご案内

高校生等奨学給付金とは

- ・ 授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・ 給付金は年 1 回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- ・ 授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・ 令和 4 年 7 月 1 日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・ 平成 26 年度以降に入学した生徒が、令和 4 年 7 月 1 日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・ 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・ 令和 4 年 7 月 1 日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・ 令和 4 年度（令和 3 年分所得）の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

	全日制
生活保護受給世帯	32,300 円
非課税世帯（第 1 子）	114,100 円
非課税世帯（第 2 子）	143,700 円

給付予定時期

令和 4 年 9 月～11 月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

提出期限・提出先

令和 4 年 7 月 22 日（金）

事務室学生係へ提出

注意事項

- ・ 提出期限までに書類の提出ができない場合、支給決定できませんので、厳守してください。
- ・ 保護者等が令和 4 年 1 月 1 日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

令和4年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

高校生等奨学給付金（家計急変支援）とは

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響で保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度が設けられました。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和4年度（令和3年分所得）の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でない

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯(寡婦(夫)の場合)	2,044,000円未満	5人世帯	3,214,286円未満
3人世帯,	2,214,286円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,714,286円未満	7人世帯	4,137,500円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、7月22日までに書類提出した場合
（第1子）114,100円 （第2子）143,700円
- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び7月23日以降に書類提出した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額
【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）
 $114,100円 \times 6月(10\sim3月) / 12月 = 57,050円$

提出期限・提出先

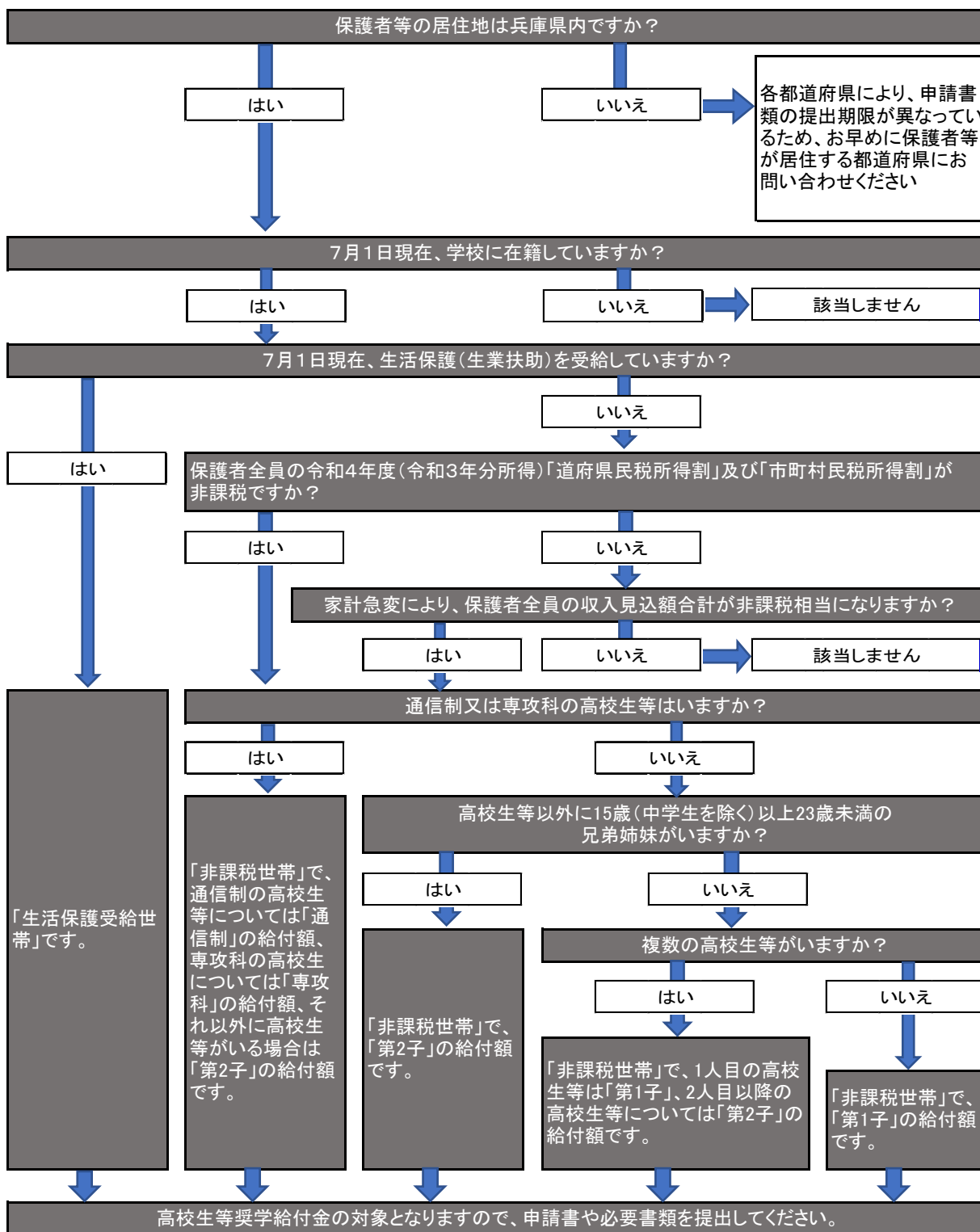
令和4年7月22日（金） 事務室学生係へ提出

※7月2日以降に家計急変が発生した場合は、速やかに書類を提出してください。

注意事項

家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

高校生等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制
生活保護受給世帯	32,300円
非課税世帯(第1子)	114,100円
非課税世帯(第2子)	143,700円

事務室学生係で申請書等をお渡します。事務室学生係で申請書等をお渡しますので、学生に取りに行くようにお伝えください。

※第1子、第2子は必ずしも年齢順にする必要はありません。

※7月2日以降に家計が急変し、申請した場合は、申請した月の翌月(申請日が月の初日の場合は申請した月)以降の月数に応じて算定した額となります。(上記の年額より少ない額になります。)